

受動喫煙防止の取組の推進に関する条例案の概要

<p>目的 (第1条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙防止の取組について、基本理念を定め、県、県民、事業者及び施設等管理者の責務又は役割を明らかにすること。 受動喫煙防止の取組に関する施策の基本となる事項を定めること。 受動喫煙防止の取組に関する施策を総合的に推進し、もって県民の健康で快適な生活の維持に寄与すること。
<p>基本理念 (第3条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙防止の取組は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであること、及びたばこの煙が他人の快適な生活を妨げることがあることについての認識を県民等において共有されるよう推進。 受動喫煙防止の取組は、望まない受動喫煙により人の健康で快適な生活を妨げないことを目的として行われるものであり、この条例においては、望まない受動喫煙を生じさせることがない喫煙まで制限するものではないという認識のもと推進。
<p>県の責務 (第4条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙防止の取組に関する基本理念にのっとり、受動喫煙防止の取組に関する施策を総合的に策定し、及び実施すること。

<p>関係者の責務及び役割</p>	<p>県民の責務 (第5条)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念にのっとり、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙による健康への影響についての正しい知識の習得に努めること。 県等が実施する受動喫煙防止に関する施策又は取組に協力するよう努めること。 父母その他の保護者は、その監督保護に係る子どもが受動喫煙にあうことがないよう努めること。
	<p>事業者の役割 (第6条)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 従業員又はサービスを利用する者に対し、受動喫煙が生じない環境の整備等の取組が適切に実施できるように、受動喫煙による健康への影響についての正しい知識を習得し、受動喫煙防止に関する取組の実施に努めることで、受動喫煙防止の取組における役割を果たすこと。 県等が実施する受動喫煙防止に関する施策に協力するよう努めること。
<p>施設等管理者の役割 (第7条)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> その施設等を利用する者に対し、受動喫煙が生じない環境の整備等の取組が適切に実施できるように、受動喫煙による健康への影響についての正しい知識を習得し、受動喫煙防止に関する取組の実施に努めることで、受動喫煙防止の取組における役割を果たすこと。 県等が実施する受動喫煙防止に関する施策に協力するよう努めること。 	

基本的な施策・取組

<p>普及啓発及び気運の醸成 (第8条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県は、受動喫煙を防止するため、県民等に対し、受動喫煙に関する知識の普及及び受動喫煙防止に関する意識の啓発を図る施策を実施する。 県は、受動喫煙を防止するため、受動喫煙防止に関する県民等の気運の醸成や環境づくりに必要な施策を実施する。
<p>子ども及び父母その他の保護者への教育の推進 (第9条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県は、市町、学校その他の教育機関と連携し、子ども及び父母その他の保護者が受動喫煙による健康への影響についての正しい知識を習得するための教育の推進に努めること。
<p>市町や事業者等に対する支援 (第10条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県は、市町が実施する受動喫煙防止に関する施策並びに、県民等が行う受動喫煙防止に関する取組を支援するため、情報の提供及び専門的又は技術的な助言を行うこと。
<p>財政上の措置 (第11条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県は、受動喫煙防止の取組に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

※ 第2条では、本条例における用語について定義し、「たばこ」については紙巻たばこなどに加え「加熱式たばこ」も含むものとする。